

山梨県選挙管理委員会告示第四十号

山梨県議会議員（甲府市選挙区選出議員）に欠員が生じたため、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第一項の規定により、山梨県議会議員補欠選挙（甲府市選挙区）を行うべき事由が生じた。

令和八年十月一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋山 洋